

B-1-2 申請（環境保全協定）

意見書 No	内 容
198-3	処分場設置を申請する場合、広く住民の了解を得た上で協定書取り交わしを必ず行ってほしい。 広く住民の了解を得た上での協定書を取り交わす約束はできますか、お伺いしたい。 「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」では、関係住民（代表者）と設置者が協力して環境保全協定を締結するよう努めなければならないと定めており、当社としましても皆様との協議の結果として了解を頂いた上で、この締結に至ればと望んでおります。勿論、その旨お約束致します。 しかし、そうしたお話し合いを経てもなお双方で妥協点を見つけられず自主的な解決に至らなかった場合は、市長にあっせんの申請をすることができることとなっております。さらに条例では関係住民の皆様があっせんに応じていただけない場合や、生活環境の保全上の理由以外の理由により反対することによって環境保全協定が締結される見込みがないと判断され、かつまた、設置者の対応が十分であると認められた場合には、あっせんが打ち切れ、設置者はその通知をもって法に基づく手続きを行うことができることとなっております。 ただし、当社としましてはそうした解決は望むものではなく、あくまで「説明会開催→意見書提出→見解書作成説明」を繰り返しながら、当社の計画について周知、御理解を賜り、住民の皆様と合意形成を図ることを先ずは優先していきたいと考えております。
223	施設の設置につき事業者と協定を結ぶ 協定に次のことを明示する。 1 事業管理者の責任 2 平素の環境調査実施と調査方法及び自治会の報告 3 環境への影響ありの場合の対応費用負担 4 環境への影響ありの判断基準の明示 5 影響ありの場合の対策本部の委員構成 6 影響ありの場合の自治会への報告義務 7 被害を受けた者等への補償 8 平素の自治会より要望に得る対応 9 事業所の施設変更に係る自治会への事前照査 10 協定に浜松市も入れる 貴重な御意見、誠にありがとうございます。 御指摘頂きました点は、正に皆様が御心配されている部分であろうかと推察いたします。 こうした御指摘部分は当然ながら、また御指摘頂きました点以外も含めまして住民の皆様の御意見をよく拝聴しながら、より安全でより安心していただける施設とすべく、協定の詳細について今後皆様と協議をさせていただければと願っております。

	今後とも御意見を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。
--	-----------------------------